

「指定福祉用具貸与」 「指定介護予防福祉用具貸与」 利用契約書

契約者 _____ 様

事業者 ケアポート香春福祉用具センター

(契約の目的)

第1条 事業者は、契約者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

(契約期間と更新)

第2条

- 1 契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間終了までとします。
- 2 この契約は、契約満了の1か月前までに利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合は、自動更新するものとします。

(サービス提供と内容の記録及び保管)

第3条 事業者は、「重要事項説明書」(以下「説明書」という。)に記載した事業者が提供するサービスのうち、「居宅サービス計画(ケアプラン)」(以下「ケアプラン」という。)に沿って提供するサービスを定め、その内容を利用者及びその家族に対し、説明し同意を得ます。

2 事業者は、サービスを提供した際は、サービスの内容等を記録し、サービス終了時に利用者の確認を受けることとします。

4 事業者は、サービスの提供記録を、契約終了後も保管し、利用者の求めに応じて適切な方法で閲覧、又は複写物を交付します。

ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(居宅介護支援事業者との連携)

第4条 事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努めます。

2 事業者は、利用者が「ケアプラン」の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(秘密保持)

第5条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族 に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

(個人情報の取り扱い)

第6条 利用者の個人情報の取り扱いについては個人情報保護法を遵守し、個人情報を利用する場合は 事業者が定める個人情報保護に関する規定に従い、誠実に対応します。 なお、利用者の家族の個人情報についても同様です。

2 利用者及び利用者の家族の個人情報を使用する期間はサービス利用契約期間とします。

(賠償責任)

第7条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、 その損害を賠償します。

ただし、事業者に故意過失がなかった場合は、この限りではありません。

(利用者負担金及びその変更)

第8条 利用者は、サービスの対価として「説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

2 利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。 その際には、事業者は利用者に説明します。

3 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその サービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

4 事業者が前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定 日の1か月前までに文書により説明し、利用者の同意を得ます。

(利用者負担金の滞納)

第 9 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により 10 日以上を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の 催告をすることができます。 2 前項の催告をしたときは、事業者は「ケアプラン」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「ケアプラン」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うようにするものとします。

3 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

4 事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことは ありません。

(契約の終了)

第 10 条 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）又は要支援と認定されたとき
- (2) 利用者が死亡したとき
- (3) 利用者の所在が、2 週間以上不明になったとき

(利用者の解約権)

第 11 条 利用者は事業者に対して、契約終了希望日の 7 日前までに通知することにより、この契約を 解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。

ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を 解約することができます。

2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき
- (2) 事業者が、利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

(事業者の解約権)

第 12 条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三 の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難 となったときは、文書により 2 週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。

(契約終了時の援助)

第 13 条 契約を解約又は終了する場合には、事業者はあらかじめ、必要に応じて主治の医師及び居宅 介護支援事業者もしくは地域包括支援センターに対する情報の提供を行うほか、その他の保健医療 サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

(苦情処理)

第 14 条 事業者は、利用者からの福祉用具貸与サービスに対する相談、苦情等に対応する窓口を設置 し、迅速かつ適切に対応します。

2 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

第 15 条 利用者は、自らの判断による本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じるときは、 あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすること に合意します。

(契約外事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによりま す。

(協議事項)

第 18 条 この契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従 い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

福祉用具貸与サービスを利用するにあたり、利用契約書の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、事業者が利用者に説明したこと並びに利用者が事業者から説明を受けたことを双方確認の上、サービスの提供開始および個人情報提供に同意し上記のとおり契約を締結します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<契約者>

氏 名 _____

※代理人を選任した場合

私は、本人に代わり契約意志を確認し、本契約に署名を致します。
(署名代理人)

住 所 _____

続柄 _____

氏名 _____

法人名 株式会社よしなが
法人代表者 吉永 康成
事業者所在地 福岡県田川郡香春町大字柿下1302-1
事業所名 ケアポート香春福祉用具センター